

運営に関する基準

1 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針 (福祉用具の点検)

基準

指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。

【基準条例 第 255 条第 1 項第 2 号】

事例

- 貸与する福祉用具について、委託先から利用者へ直接納品となっており、機能、安全性、衛生状態等に関する点検を行っていない。

指導・ポイント

- 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の点検を行い、その結果を記録に残しておくこと。

2 衛生管理等

基準

(前略)福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

【基準条例 第 260 条第 4 項】

事例

- ✓ 福祉用具の保管、消毒を委託により他の事業所に行わせているが、実施状況について定期的に確認していない。

指導・ポイント

- 保管、消毒の実施状況について、定期的に確認し、その結果を記録すること。

3 福祉用具貸与計画の作成 (H30 改正事項)

基準

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

【基準条例 第 256 条第 4 項及び第 5 項】

事例

- ✓ 福祉用具計画を利用者や担当の介護支援専門員に交付していない。
- ✓ 貸与する福祉用具が変更されているが、その内容が福祉用具貸与計画に反映されていない。

指導・ポイント

- 福祉用具貸与計画を作成(変更)した際には、当該計画を利用者及び介護支援専門員に交付すること。
- サービスの提供内容を変更する必要がある場合には、福祉用具貸与計画を変更し、変更後の計画に沿ったサービス提供を行うこと。

4 適切な研修の機会の確保等

基準

指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

【基準条例 第 258 条第 1 項】

(前略)福祉用具の種類が多様多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものである。

【基準省令解釈通知 第 3 の十一の 3 (5)①】

事例

- ✓ 研修の記録が残されておらず、実施状況が確認できない。

指導・ポイント

- 福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められているため、福祉用具の構造、使用方法等について継続的な研修を実施し、その記録を残すこと。

5

記録の整備

基準

指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第五号及び第六号に掲げる記録にあっては、2年間)保存しなければならない。

- 一 略
- 二 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三～六 略

【基準条例 第262条第2項】

事例

- ✓ 利用者宅を訪問し、貸与した福祉用具の使用状況の確認や用具の点検・調整等を定期的に行っているが、その記録がなされていない。

指導・ポイント

- サービス内容等に関する記録を整備し、適切に保存すること。